

(2) 大気汚染緊急時発令基準

物質	注意報基準	警報基準
硫黄酸化物	次のいずれかに該当する場合 ア 0.2ppm 以上が 3 時間継続した場合 イ 0.3ppm 以上が 2 時間継続した場合 ウ 0.5ppm 以上になった場合 エ 48 時間平均値が 0.15ppm 以上になった場合	次のいずれかに該当する場合 ア 0.5ppm 以上が 3 時間継続した場合 イ 0.7ppm 以上が 2 時間継続した場合
浮遊粒子状物質	2.0mg/m <sup>3</sup> 以上が 2 時間継続した場合	3.0mg/m <sup>3</sup> 以上が 3 時間継続した場合
一酸化炭素	30ppm 以上になった場合	50ppm 以上になった場合
二酸化窒素	0.5ppm 以上になった場合	1ppm 以上になった場合
オキシダント	0.12ppm 以上になった場合	0.4ppm 以上になった場合
備考		
<p>1 濃度の表示は特にことわりのない限り 1 時間平均値とする。</p> <p>2 注意報又は警報の基準に該当し、かつ、気象条件からみて大気汚染の状況が継続すると認められるときに、該当地域に注意報又は警報を発令する。</p> <p>3 注意報又は警報の基準未満が 2 時間継続し、気象条件から緊急事態を脱したと認めるときに、注意報又は警報を解除する。警報を解除したときは、注意報に切り替える。</p>		

(3) 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) の注意喚起の判断基準

ア 注意喚起の判断基準

1 日平均値が暫定的な指針となる値を超えると予想される場合

(ア) 注意喚起を行う暫定的な指針となる値

1 日平均値：70 $\mu$ g/m<sup>3</sup>

(イ) 注意喚起を行う判断方法

a 午前中の早めの時間での判断方法

当該日の午前 5 時、6 時、7 時の 1 時間値の平均値が 85 $\mu$ g/m<sup>3</sup>を超えた場合

b 午後からの活動に備えた判断方法

当該日の午前 5 時から 12 時までの 1 時間値の平均値が 80 $\mu$ g/m<sup>3</sup>を超えた場合

※ 1 時間値の平均値は、測定局単位で計算する。

※ 県内測定局のいずれか 1 局でも超えれば県内全域に注意喚起を行う。

イ 注意喚起の解除

当該日の 24 時をもって自動解除